

広報えさし制作業務委託プロポーザル選定委員会設置要領

(設置)

第1条 広報えさし制作業務の委託業者を選定するにあたり、これを厳正かつ公正に行なうため、広報えさし制作業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は副町長、情報課長、情報課主幹、情報課広報放送係員をもって充てる。

- 2 委員は、副町長が必要の都度選任し、前条に規定する委託業者の選定が終了した時は、解任されるものとする。
- 3 委員は無報酬とする。

(委員長)

第3条 委員長は副町長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し委員長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、情報課広報放送係において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月31日から施行する。